



令和8年4月「特許・実用新案審査基準」改訂案の網羅的分析と実務対応

審査現場の裁量拡大に対するリスク評価と、
提出すべき7つのパブリックコメント

対象期間：令和8年4月8日～5月7日

目的：制度ユーザーの権利保護と適正な審査の実現に向けた意見提出ガイド

エグゼクティブ・サマリー：法理的進歩と実務的リスクの交錯

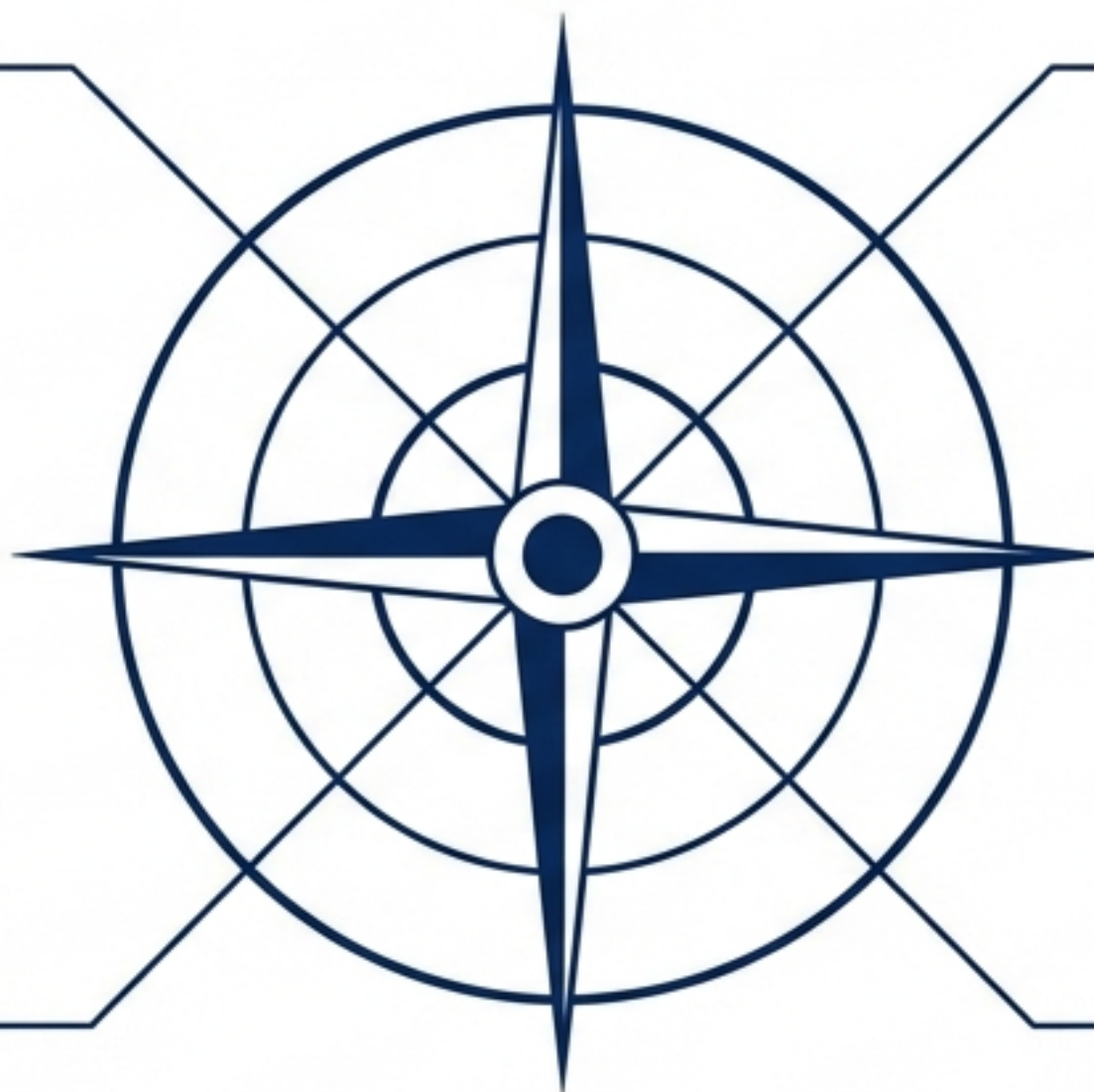
形式から実質的判断へのパラダイムシフト
(メリット)

除くクレーム

「重なり」の絶対視からの脱却
⇒ 「到底想定されない」の
立証負担 (悪魔の証明)

進歩性と阻害要因

「程度の差異」による総合評価への
回帰 ⇒ 「想定し得る課題」による
事後分析 (後知恵) の危険



意図的な手続遅延スキームの封じ込め
⇒ 「善意の訳抜け」への過剰適用の懸念

長期審査保留の解消と会社分割の明文化
⇒ 未審査請求出願人への予期せぬ負担

外国語書面出願

同日出願と拡大先願

審査官の主観的裁量拡大のリスク
(懸念)

全体的な方向性は高く評価できるが、運用面での明確な歯止め (審査ハンドブックでの規定) が不可欠である。

1. 旧基準における「除くクレーム」の実務的混乱

出願当初の技術的思想の範囲内の補正

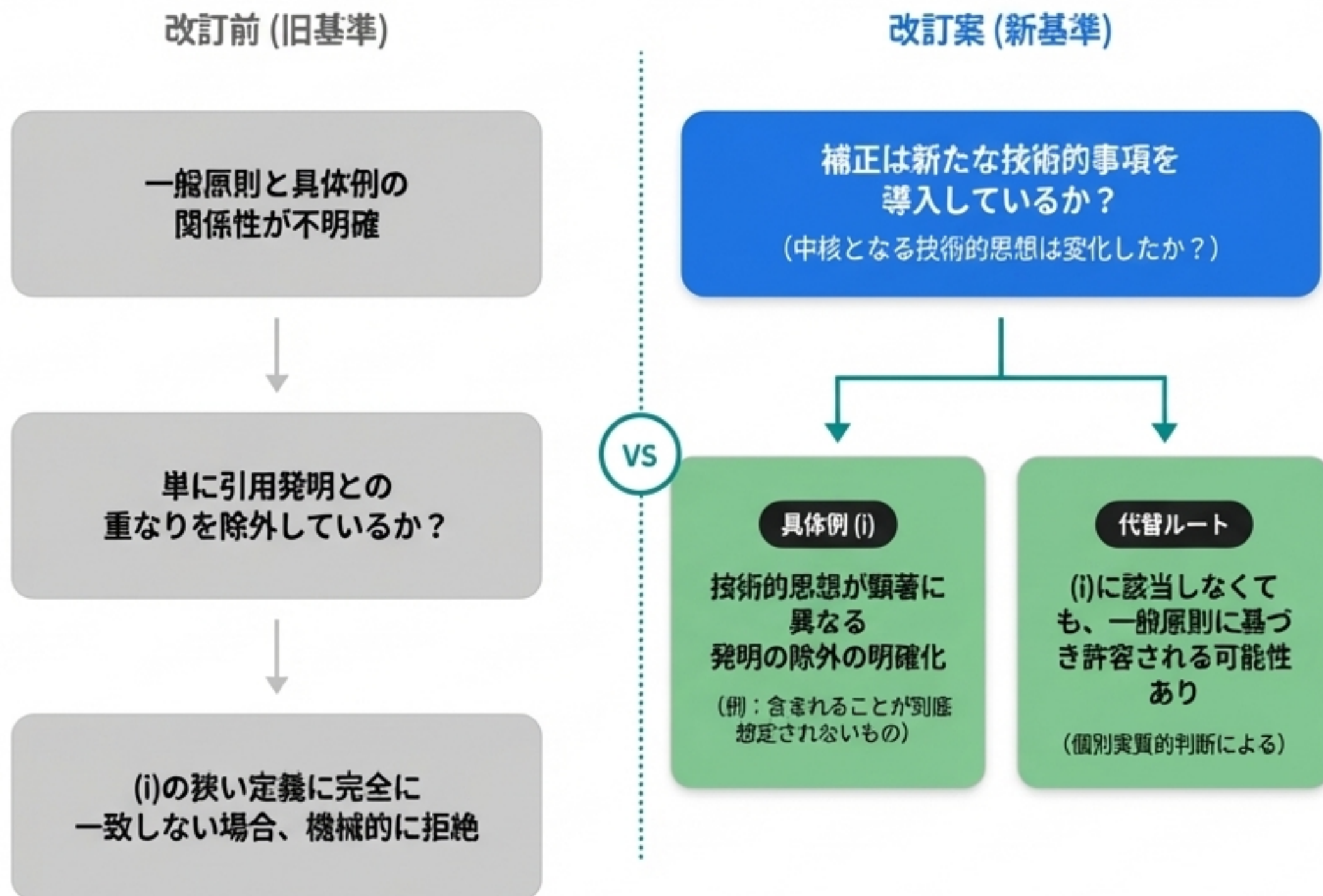


- ソルダレジスト大合議判決の独り歩き:
本来は「一具体例」に過ぎない(i)の類型が、必要要件として現場で誤用された。

- グレーゾーンの不当な狭隘化:
いわゆる「真っ白な事例」以外は、実質的に技術的思想を変えていなくてもすべて新規事項追加として却下される事態が多発。

新基準のパラダイムシフト：実質的判断への回帰

「除くクレーム」における新規事項判断のパラダイムシフト



改訂の核心：

物理的な差異ではなく、「中核となる技術的思想に変更を生じさせていないか」という本来の新規事項判断の原則に立ち返った。

グレーゾーンの許容：

審査基準本文に「(i)及び(ii)に該当しない補正であっても...新たな技術的事項を導入するものでないのに許される」と明記され、柔軟な判断の法的根拠が確保された。

実務上のリスク 「悪魔の証明」と 要求すべきアクション



! Alert Box

留意事項1の重荷：

- ・ 出願人に対し「技術的思想として含まれることが到底想定されないこと」の説明を要求。

懸念：

- ・ 「存在しないこと」の完全な立証は困難。説明不足を理由に、審査官の主観で直ちに新規事項追加と断定されるリスク（実質的判断の骨抜き）。



【意見案1】 グレーゾーン事例の拡充

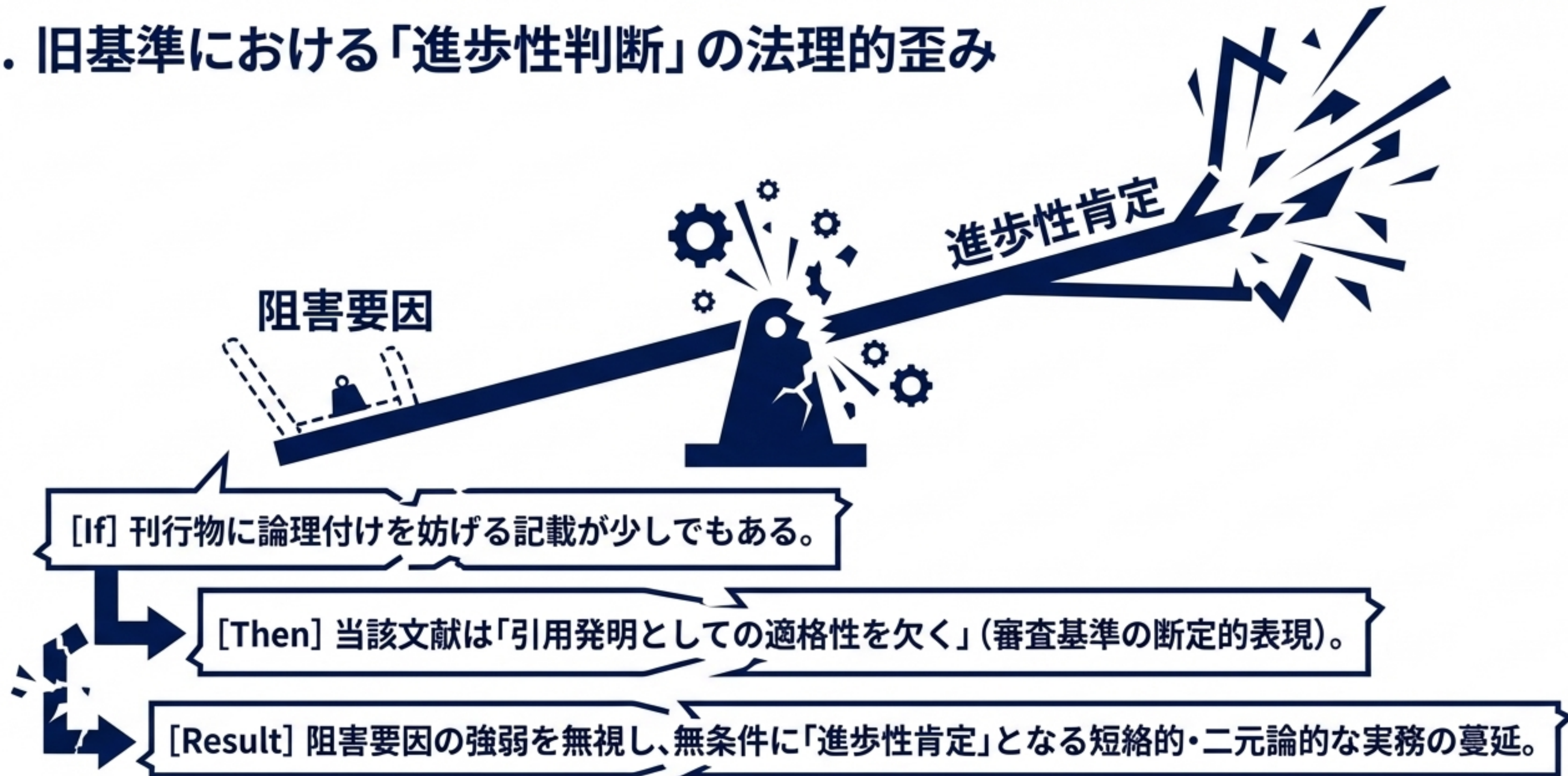
審査ハンドブックにて、(i)に該当しなくても適法とされる具体例を、全技術分野（化学、機械、ソフト等）にわたって豊富に提示するよう要求。



【意見案2】 過度な立証責任の軽減

説明が不完全であることのみをもって直ちに拒絶せず、審査官が技術常識を参酌して柔軟に心証形成すべき旨を運用指針に明記するよう要求。

2. 旧基準における「進歩性判断」の法理的歪み



進歩性の大原則である「総合評価」の枠組みから逸脱し、
1か0かのチェックリスト化を引き起こしていた。

「程度の差異」を踏まえた総合評価モデルの復権



不適切表現の削除：

誤解の元凶であった「適格性を欠く」という表現を完全削除。

精緻な比較考量：

阻害要因を絶対的なスイッチではなく、「論理付けを妨げる一要素」として再定義。肯定要素と否定要素の「程度の差異(重み)」を天秤にかけ、真の総合評価によって論理付けの成否を判断する。法理的に極めて妥当な進化。

新たな脅威「事後分析（Hindsight Bias）」と要求すべきアクション



「想定し得る課題」の導入：
引用文献に明記されていなくても、当業者が「出願時に想定し得る課題」の考慮を公式に許容。

懸念：
本願発明を見た後だからこそ容易に思いつく「後知恵（事後分析）」による論理構築を正当化する強力な武器となる。客観的証拠なしでの主観的認定が横行すれば、進歩性のハードルが不当に高騰する。

【意見案3】 「強弱」の客観的評価指標の提示

どのような事実があれば阻害要因等が「強い／弱い」と評価されるのか、裁判例に基づく具体的な指標をハンドブックに要求。

【意見案4】 「想定課題」に対する客観的証拠の義務付け

想定し得る課題を認定する際、審査官に対して当該技術常識が存在したことを示す客観的証拠（周知技術文献等）の提示を原則義務付けるよう強く要求。

3. 外国語書面出願の制度濫用スキームと厳格化

The Loophole Timeline

Step 1: ごく一部のみ翻訳提出
(みなし取下げの回避)

Step 2: 意図的な開示遅延
(第三者の監視負担)

Step 3: 後日の大規模な誤訳訂正
(特例の悪用による大量追加)

The New Rule - 4.1.5新設

厳格な遮断：誤訳訂正の特例適用を拒否。通常の補正として扱い、「翻訳文新規事項（17条の2第3項違反）」として即座に拒絶。

分割出願への波及：分割要件においても「原出願の翻訳文の範囲内」であることが要件化され、分割を通じた制度潜脱も完全に封鎖。第三者の監視負担を大幅に軽減する英断。

厳格化の副作用「善意の訳抜け」への過剰適用リスク



相対的表現の曖昧さ：新基準は「ごく一部のみ」「多くの部分」といった定性的な表現で規定されている。

懸念：WG事務局は「悪意ある手続のみを想定」と答弁しているが、現場の審査官の裁量次第では、通常の翻訳作業における過失（限定的な段落・単語の翻訳漏れ＝善意の訳抜け）に対しても過剰に適用され、致命的な拒絶理由とされる危険性がある。

【意見案5】「善意の訳抜け」の適用除外明記

通常の過失による軽微な訳抜けを補完するための誤訳訂正は、新設4.1.5の対象外（従来通りの適法な誤訳訂正）として扱う旨を、具体的な適用除外事例とともに審査ハンドブックへ明記するよう要求。

4. 同日出願の審査停滞解消：最大3年の遅延から即時協議へ

Before (旧運用 - 審査の長期保留)

一方が出願未審査請求の場合、特許庁は協議指令を出せない。

結果: 最大3年の理不尽な停滞
(早期審査制度の無力化)

After (新運用 - 長官主導の迅速化)

未審査請求であっても、特許庁長官権限で
「即時協議指令」を発出。

39条以外の拒絶理由があれば、
協議を待たずに即時拒絶査定も可能。

結果: 審査の抜本的な迅速化

未審査出願人への影響と、会社分割の法的安定性向上

未審査出願人への予期せぬ負担 (Risk)



審査請求の意思が定まっていない状態で突如「協議指令」を受け、限られた期間内で相手方との協議を強いられる実務的混乱の懸念。

【意見案6】 手続的ガイドラインの整備

未審査請求状態で指令を受けた際の選択肢（審査請求せずに協議結果のみ届出可能か等）を示す明確なフローチャートの整備と周知期間の要求。

拡大先願 (29条の2) と会社分割 (Merit)

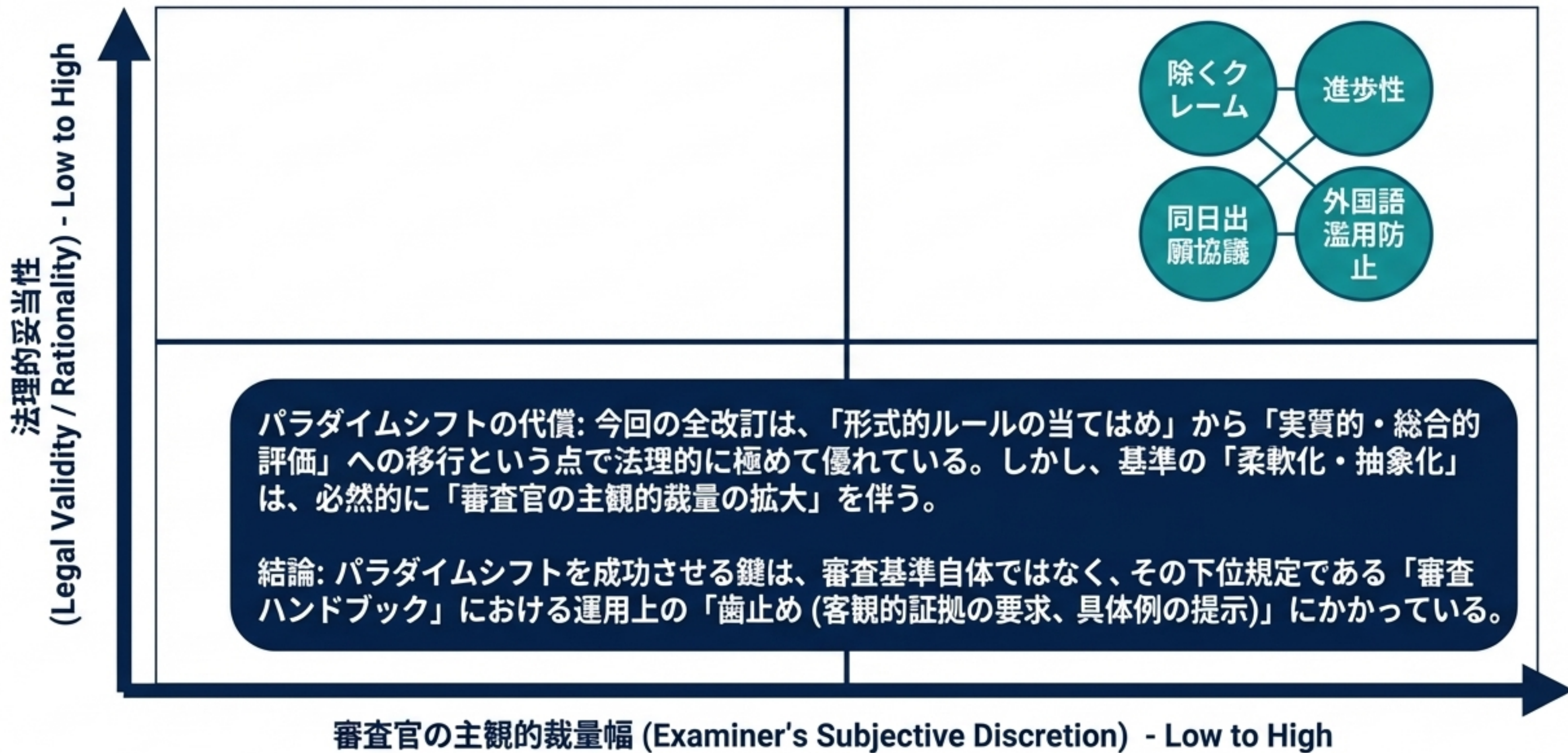


会社分割を「一般承継」に該当すると正式に整理。効力発生時点で「出願人同一」と認定され、企業再編時の特許移転における法的安定性が大きく向上。

【意見案7】 会社分割の明文化への賛同

本改訂への全面的な賛同と、名義変更遅滞リスクに関する継続的な啓発活動の支持。

統合分析：法理の適正化がもたらす「裁量拡大」のジレンマ



アクションプラン：JPOへ提出すべき「7つの意見案」一覧

| テーマ | 意見案ナンバー | JPOへの要求事項（概要） |
|----------------|---------|---------------------------------|
| Theme 1：除くクレーム | 意見1 | グレーゾーン具体例の全技術分野での拡充 |
| | 意見2 | 「悪魔の証明」回避のための柔軟な心証形成の明記 |
| Theme 2：進歩性 | 意見3 | 阻害要因の「強弱」に関する客観的評価指標・裁判例の提示 |
| | 意見4 | 「想定し得る課題」認定時の客観的証拠（周知技術等）提示の義務化 |
| Theme 3：外国語出願 | 意見5 | 「善意の訳抜け」に対する厳格化規定（4.1.5）の適用除外明記 |
| Theme 4：同日出願・他 | 意見6 | 協議指令を受けた未審査出願人のための明確なフローチャート整備 |
| | 意見7 | 会社分割の一般承継該当性の明文化への賛同と継続周知 |

詳細は各テーマのスライドを参照し、各組織の実情に合わせて意見書を構築してください。

■ 新たな特許インフラの完成に向けて

「パラダイムシフトの真の成功は、**制度ユーザー**による『**運用の手網の引き締め**』にかかっている。」

パブリックコメント提出期限：**令和8年5月7日**
e-Govパブリックコメント専用サイト、または特許庁宛郵送・電子メールにて受付。

本資料の7項目の意見案をベースに、産業界および実務家が束となって力強く発信し、予見性の高い審査実務の実現を目指しましょう。